

東洋セメント株式会社小倉工場労働争議

- 一、所 在 地 福岡縣企救郡東谷村
- 二、事 業 種 類 セメント製造
- 三、資 本 金 貳百五十萬圓
- 四、代 表 者 社長 阿部 英樹 志
- 五、従 業 員 數 一九二名
- 六、争議参加人員 全 員
- 七、争議發生年月日 昭和十二年四月二十六日
- 八、同 解決年月日 同 年四月二十七日
- 九、發 生 原 因

會社側は最近従業員が賃金低劣に不満を抱き居るを察知し之が動搖を防ぐ爲毎年六月の定期昇給を繰上げて支給すべく四月二十一日最高給を最低五錢、平均七錢五厘の昇給を發表し

たる處従業員は昇給率が下給者に薄いとて待遇改善を要求したるに因る

十、要 求 事 項

- 1、臨時手當金員を本給平均の一刻五分支給のこと
- 2、最低賃金福岡拾錢に制定のこと（但成年者とする）
- 3、現直營人夫を本職工に採用のこと
- 4、妻帯者全員を收容出来る様社宅の増築を爲すこと
- 5、尾形源吾職首のこと
- 6、工員に對して業務上眞傷の際は絕對責任治療をなすこと
- 7、制服着用は現場のみに變更すること

附 帶 條 件

- 1、犠牲者を出さざること
- 2、休業期間中を出勤と看做すこと